

平塚市成年後見制度利用支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、認知症高齢者、知的障がい者又は精神障がい者の福祉の増進を図るため、民法（明治29年法律第89号）で定める成年後見制度について、平塚市が行う後見人、保佐人及び補助人（以下「後見人等」という。）の報酬の助成について必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 後見人等の報酬の助成の対象者（以下「助成対象者」という。）は、原則として、後見人等であって、その被後見人、被保佐人及び被補助人（以下「被後見人等」という。）が本市に住所を有する者（被後見人等が次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める者）のうち、後見人等の報酬について助成を受けなければ支払が困難であると市長が認める者とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護を受けている場合 実施機関が本市となる者
- (2) 措置入所者である場合（前号に掲げる場合を除く。） 本市が入所措置を行った者
- (3) 介護保険制度による被保険者である場合（第1号に掲げる場合を除く。） 保険者が本市となる者
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく援護を受けている場合（第1号に掲げる場合を除く。） 実施主体が本市となる者

2 前項各号に掲げるもののほか、助成対象者と市長が認める基準については、生活保護法に基づく保護の実施責任の例によるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、助成対象者としなない。

- (1) 親族による後見人等
- (2) 被後見人等が死亡した時に後見人等であった者

4 前項第2号の規定にかかわらず、当該後見人等が、その後見等の事務に係る報酬を受けおらず、当該報酬を当該被後見人等の相続財産から受けることが困難である場合その他市長が特に必要があると認める場合は、助成対象者とするができるものとする。

(助成額)

第3条 前条に規定する助成（以下「報酬助成」という。）の額は、家庭裁判所が決定した報酬の額の全部又は一部とする。この場合において、報酬助成の額は、被後見人等1人につき、報酬助成に係る被後見人等が施設等に入所している場合にあつては月額18,000円を、在宅の場合にあつては月額28,000円を上限とする。

（報酬助成の申請）

第4条 助成対象者は、報酬助成を受けようとするときは、市長に対してその旨を申請するものとする。

（報酬助成の決定）

第5条 市長は、前条に規定する申請を受けたときは、成年後見調整会議において、被後見人等の生活、資産及び収入状況について確認し、報酬助成の可否を決定するものとする。

（資格の消滅）

第6条 報酬助成を受けている者が、次の各号のいずれかに該当するときは、報酬助成を受ける資格は、消滅するものとする。

- （1） 助成対象者でなくなったとき。
- （2） 偽りその他不正の手段により報酬助成を受けたとき。

（返還）

第7条 前条第2号の規定により報酬助成を受ける資格が消滅したときは、当該報酬助成を受けた者は、既に支給された報酬助成の額の全部又は一部について返還する義務を負うものとする。

（譲渡及び担保の禁止）

第8条 報酬助成を受けている者は、当該報酬助成を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、報酬助成に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平塚市成年後見制度利用支援事業実施要綱（平成16年4月1日施行。次項において「旧要綱」という。）は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定によりされている報酬助成及び報酬助成に係る申

請については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、決裁の日（平成28年11月18日）から施行し、平成28年10月1日から適用する。